

○碧南市成年後見制度利用支援事業実施規程

[平成14年6月18日]
公告第43号]

改正 平成22年3月10日 公告第34

(趣旨)

第1条 この規程は、判断能力が不十分な認知症高齢者、重度の知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援する碧南市成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(成年後見制度支援対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス若しくは同条第23項に規定する施設サービスを利用している若しくは利用しようとする65歳以上の者（ただし、市長が必要と認めた場合においては、この限りでない）又は重度の知的障害者若しくは精神障害者で障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスを利用している若しくは利用しようとする者（以下「支援対象者」という。）とする。

(審判請求の対象者)

第3条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する市長が審判の請求を行う者は、支援対象者で各号のいずれにも該当するもの（以下「審判請求対象者」という。）とする。ただし、当該対象者の保護を図るため、緊急かつやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 判断能力が不十分であり、審判請求を行うことが困難な者
- (2) 本人の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）がいない者又はあっても審判請求を行う者がいない者

(審判請求の決定)

第4条 市長は、審判請求対象者に対して、審判請求決定通知書によりその旨を通知する

ものとする。

(備付書類)

第5条 市長は、前条の規定により審判請求の決定をした者については、個人記録票を作成し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(審判請求の手續)

第6条 審判請求に係る手續は、審判請求対象者の審判を管轄する家庭裁判所（以下「管轄家庭裁判所」という。）の定めるところによるものとする。

(審判請求費用の助成)

第7条 市長は、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、第3条に規定する審判請求に係る費用を管轄家庭裁判所へ納付する。

2 市長は、審判請求対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用を請求しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、審判請求費用を負担することで保護が必要となるもの

(3) 審判請求費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

3 市長は、審判請求対象者が前項各号のいずれにも該当しない場合であつて、審判により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任されたときは、第1項の費用について、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立てを管轄家庭裁判所に対し行い、管轄家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合は、後見人等に請求するものとする。

4 市長は、支援対象者が第2項のいずれかに該当する場合は、審判請求費用を助成するものとする。ただし、審判請求対象者は除く。

(後見人等に係る報酬の助成)

第8条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

(1) 前条第2項第1号に該当する者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、後見人等の報酬に係る費用を負担することで保護が必要となるもの

(3) 後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

2 前項の助成を受けようとする者は、碧南市成年後見人等報酬助成申請書を市長に提出するものとする。

3 市長は前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成についての可否を決定し、碧南市成年後見人等報酬助成決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

(変更に係る報告義務)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、前条第1項のいずれかに該当しなくなったとき、又は資産状況若しくは生活状況等に変更が生じたときは、碧南市成年後見人等報酬助成利用中止(変更)届に当該事実を確認できる書類を添えて、速やかに市長に届出しなければならない。

(助成の中止等)

第10条 市長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を中止する。

(1) 死亡したとき

(2) 後見開始等の審判が取り消されたとき

(3) 第8条に掲げる要件を満たさなくなったとき

(助成金の返還)

第11条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月23日公告第23号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日公告第30号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日公告第201号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月10日公告第34号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。